

# I. 基本事項（総説）

## 1. 目的

この基準書は、河内長野市水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）、河内長野市水道事業給水条例施行規程（以下「給水条例施行規程」という。）、及び河内長野市指定給水装置工事事業者規程（以下「指定工事事業者規程」という。）に規定する給水装置の設計と施工等に関して必要な事項を定めるものである。

ただし、本書では水道メータから給水栓までの給水装置の構造及び材質についての基本的な事項のみを記載しており、水道事業が構造・材質を指定するものではない。従って、給水装置工事主任技術者は、水道法及び関係法令等を遵守し、適正な判断のもと設計及び給水装置工事を行うこと。

## 2. 用語の定義

- (1) 「水道事業」とは、河内長野市水道事業をいう。
- (2) 「管理者」とは、上下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。
- (3) 「給水装置」とは、水道法【第3条第9項】の規定により、需要者に水を供給するために、管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具のことをいう。
- (4) 「指定給水装置工事事業者」（以下「指定工事事業者」という。）とは、水道法【第16条の2第1項】の規定により、給水装置の構造及び材質が水道法施行令【第5条】で定める基準に適合することを確保するため、水道事業の給水区域内において給水装置工事を適正に施工することができることと認められ、水道事業の指定を受けた者をいう。
- (5) 「給水装置工事主任技術者」（以下「主任技術者」という。）とは水道法で定めるところにより、厚生労働大臣より主任技術者の免状の交付を受けた者のうち、指定工事事業者がその事業所における主任技術者を選任し、水道事業に届け出している者をいう。

主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- ① 給水装置工事に関する技術上の管理
- ② 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- ③ 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が水道法施行令【第5条】に定める基準に適合していることの確認
- ④ 給水装置工事に関する管理者との下記に掲げる連絡又は調整
  - (a) 配水管から新たに分岐して給水管を設置する場合における、配水管の位置の確認に関する連絡調整

- (b) 水道法施行規則【第36条第2号】に掲げる工事に係る工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整
- (c) 給水装置工事を完了した旨の連絡（竣工検査）

### 3. 工事の種類

工事は、次の種類に区分する。

- (1) 新設工事  
水道を使用するため新たに給水装置を設置する工事  
※ 止水栓止めもこれに含む。
- (2) 改造工事  
給水管の増径、管種変更、給水栓の増設など、給水装置の一部原形を変える工事  
※ 既設止水栓以降のすべてを変更する工事（家屋建替等）もこれに含む。
- (3) 修繕工事  
給水装置の破損箇所を原形に修復する工事
- (4) 撤去工事  
給水装置を配水管又は既設給水管（以下「配水管等」という。）の分岐部から取り外す工事

### 4. 用途の種類

用途について、給水条例施行規程に基づき次のとおりとする。

- (1) 一般用  
臨時用の用途以外の用に供するもの
- (2) 臨時用  
工事その他の臨時用の用に供するもの

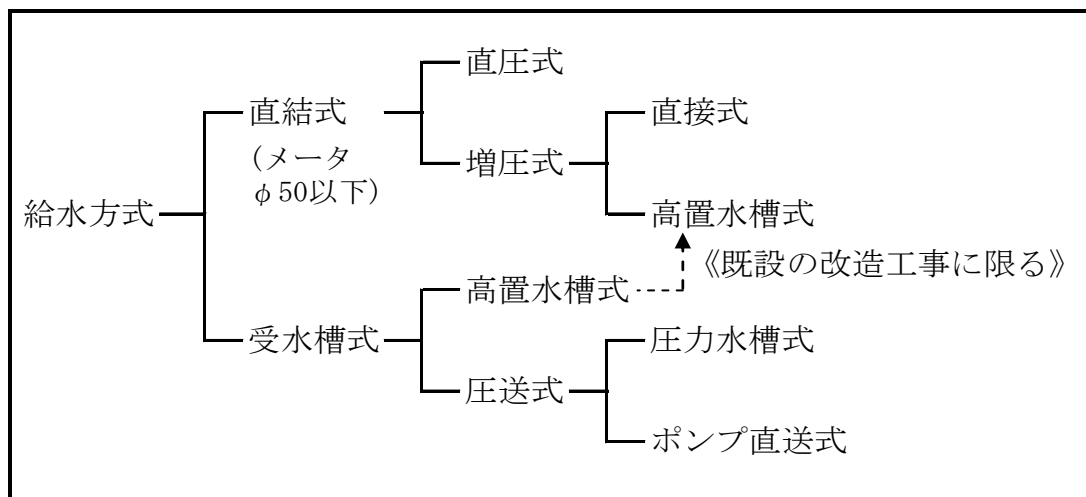
### 5. 給水の原則

- (1) 1敷地（宅地）、1引込管、1メータを原則とする。
- (2) 同一使用者が、同一敷地内で、同一目的に使用する2以上の給水対象物は、1給水方式を原則とする。なお、下記のもの1給水対象物とみなし、建物の棟数に関係なく1つのメータとする。  
（例）学校・病院・工場・寮・娯楽場及びプール・倉庫・車庫・駐車場・独立した運動場・公園・浄化槽の希釈水・集合住宅の散水栓・母家とその離れ等

- (3) 常時人が立ち入れない場所、適正な維持管理が行えない場所等、後日問題が生じると水道事業が判断するものについては、給水装置工事は認めない。

## 6. 給水方式

給水方式には、直結式及び受水槽式があり、その方式は給水の高さ、所要水量、使用用途及び維持管理面を考慮し選定すること。



### (1) 直結式

末端の給水栓まで、配水管の直圧又はブースターポンプの増圧を利用して給水する方式

直結式での給水は、下記に掲げる条件を全て満たしていること

#### ① 配水管等に給水（水量、水圧等）能力が十分ある場合

分岐しようとする配水管等の最小動水圧は0.15MPa以上あり、装置内部において、同時使用したときも末端又は最高位で最小動水圧0.07MPa以上を保つことができるもの。

ただし、申込者が水圧、水量低下の認識があり、承知している旨の誓約書（様式第4号）を提出すれば、給水対象物の内容（規模、使用形態）等を考慮に入れ、直結式を認める場合がある。

#### ② メータ口径φ50以下の給水対象物

ただし、水道事業の認める給水対象物（プール等）の場合で流量調整器等を設置し、水道事業の指示する流量以下で使用する場合は、この限りではない。

#### ③ 2階建て以下の建物等に給水するもの

3階建て以上の建物等でも、「増圧式及び3・4階直結式に関する基本書」に定める直結直圧式又は直結増圧式の給水可能条件を満たしているものは可能とする。

- ④ 住宅用及び特定施設水道連結型スプリンクラーを給水装置の一部として設置する場合は、別途に水道事業と協議し、その指示並びに指導によるるところとする。
- (2) 受水槽式  
受水槽に一旦貯留し、高置水槽、圧力水槽又はポンプ直送で給水する方式  
受水槽式で給水する場合は、別に定める「受水槽式に関する基本書」によるるところとする。
- (3) 併用式  
異なる給水方式の併用式は、原則的には禁止する。ただし、「増圧式及び3・4階直結式に関する基本書」及び「受水槽式に関する基本書」により、水道事業が特例措置として認めることがある。

## 7. 協議

設計審査の重要な部分については、給水装置工事申込時に管理者と協議すること。なお、協議を必要とする給水装置工事は、下記のとおりとする。

- (1) 河内長野市開発事業の手続きに関する条例に係るもの
- (2) 3階建て以上の直結式給水装置工事
- (3) 受水槽を設置する給水装置工事
- (4) 口径φ25以上の給水主管の布設を伴う給水装置工事
- (5) メータ口径φ25以上の給水装置工事
- (6) 市へ移管する給水装置工事
- (7) スプリンクラーを設置する給水装置工事
- (8) その他管理者が協議を必要と認める給水装置工事

## 8. その他

給水装置の設計及び施工等について、この基準書及び関連規程等によりがたい事項、定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、管理者の指示するところとする。

関連規程等

- ・ 河内長野市開発事業水道施設基準書 (河内長野市水道事業)
- ・ 増圧式及び3・4階直結式に関する基本書 (河内長野市水道事業)
- ・ 受水槽式に関する基本書 (河内長野市水道事業)
- ・ 水道工事仕様書 (河内長野市水道事業)
- ・ 給水分担金等に関する運用規程 (河内長野市水道事業)
- ・ 給水装置工事技術指針 (給水工事技術振興財団)